

幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

個人町民税

セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、一定のスイッチOTC医薬品（医師の処方箋を必要とする医療用からいわゆる市販薬へと切り替わった医薬品）の購入対価を支払った場合、その年中に支払った合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額について88,000円を限度に所得控除します。

なお、この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできませんので、どちらか有利な方を選択することになります。（平成30～34年度分の個人町民税に適用）

住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除の対象となる家屋の居住年の期限を平成31年から平成33年に延長し、それに伴い、税額控除する期限を平成41年度から平成43年度に延長します。

法人町民税

法人町民税法人税割の税率改正

平成31年10月1日の消費税率が10%になる段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の税率引き下げに併せて、国税である地方法人税の税率を引き上げ、更なる交付税原資化を進めることとしたもので、法人税割の税率を「100分の12.1」から「100分の8.4」に引き下げます。（平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

軽自動車税

3輪以上の軽自動車税におけるグリーン化特例の1年延長

軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限を1年延長し、平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に新車新規登録された3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れたものについて、平成29年度に限りグリーン化特例を適用します。

環境性能割の創設

平成31年10月1日の消費税率が10%になる段階において、自動車取得税（道税）を廃止し、軽自動車税に環境性能割が創設され、平成31年10月1日以後の軽自動車の取得に対して適用します。内容については次のとおりです。

- ・当分の間、賦課徴収に関する事務は道が行う。
- ・課税標準額は取得価格とし、免税点は50万円とする。
- ・税率は燃費基準達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%の3段階を基本とする。
- ・新車・中古車を問わず対象とする。
- ・軽自動車税環境性能割の創設に伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とする。

問合せ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812